

令和3年度 第2回浦安市文化財審議会議事録（議事要旨）

- 1 開催日時 令和3年10月20日（水） 午前10時～11時40分
- 2 開催場所 郷土博物館 視聴覚室
- 3 出席者
（委員）菊池眞太郎委員長、大塚三枝子副委員長、颯原澄子委員、森田信雄委員、軍司裕昭委員、中山高樹委員、今井弘委員
（事務局）金子生涯学習部長、森田生涯学習部次長、金子館長、島村副主幹、尾上主任学芸員、林主任学芸員、袖山（記録）
（傍聴人）1名
- 4 議 事
 1. 開会
 - （1）委員長あいさつ
 - （2）教育委員会あいさつ
 2. 議事
市指定文化財の文化財指定を解除することについて（諮問）
その他

5 会議経過

会議に先立ち、菊池委員長の挨拶後、教育委員会を代表して金子生涯学習部長があいさつを行った。

議事 市指定文化財の文化財指定を解除することについて（諮問）

（1）旧醍醐家茶室の文化財指定を解除することについて（諮問）

教育委員会からの諮問、浦教博第295号について事務局から説明したのち、内容を審議した。主な質疑・応答については、下記のとおり。

（委員長）資料1 ページ目のとおり、教育委員会から文化財審議会へ諮問がなされている。

内容は、旧醍醐家茶室の文化財指定を解除することへの諮問である。これに関して委員からのご意見をいただきたい。また委員からのご質問には事務局からの説明をお願いします。

（委員）経過説明書には、「部材の腐食や虫害も確認され」とあるが、どのように状況を把握されたのか教えてほしい。

（事務局）部材の保管状況については、郷土博物館や教育委員会の職員も確認をしているが、その前に専門事業者が確認しており、部材の腐朽劣化について報告されたことから、このような報告をさせていただいた。

※専門事業者から報告された部材調査資料を追加資料として配付後、部材の損傷状況について事務局より説明。

- (委員長) 報告によれば、文化財として活用するためには、ほとんどの部材を修理・修復を行わないといけないという判断がなされているが、費用がどのくらいかかるという報告は受けていないのか。
- (事務局) この報告の際には、費用面の提案はされていない。
平成22年に、復元に向けて調査・解体を行った際に専門事業者が算出した概算額は約7,200万円ということであった。どのくらいの補修・補強、部材の取り換えが必要になり、費用がいくらかかるのかは、現時点では不明である。
- (委員) 調査報告書を見ると部材の損傷が激しいのがわかるので、市の財政状況が厳しい中で、これを補修して、復元するというのは、費用対効果を考えると難しいと思う。また、まだ移築先の確保もできていない、利用者も限られる状況になってきている、部材保管スペースもなく費用もかかるということであるので、これらを総合的に見ても、資料をしっかりと残した上で指定解除してよいように思う。
- (委員) この写真を見る限り、復元は難しいと思う。醍醐さんから伺っていたが、復元したとしても、維持していけるのかを心配されていたので、仕方ないと思う。それと、建物と一緒に市に渡されているお茶の道具が、この後どうなるのかも気になっている。
- (事務局) 茶室以外の道具についても、現在郷土博物館でお預かりしている。この後改めて確認を行うが、実用的に使っていったほうがよいものなのか、博物館で郷土資料として保管させていただき、市民に公開していったほうがよいものなのか、考えていきたいと思う。
- (委員) 報告書などを見て、解体した段階、それ以前の移築などをした段階の部材の損傷であったことを確認できた。この損傷は、これまでの解体や保管の仕方が悪かったということではなく、解体をしたりするときには避けられないものであったと思った。今回の解除せざるを得ない状況についてもよく理解をしたが、文化財審議会としては、一つの反省材料として、今後このような事態にならないよう考えていくべきであると思った。
一つ言えるのは建物というのは、解体をしたら、かなり損傷するということが今回明らかになったわけである。文化財に関して日本には移築を行う伝統があり、そして由緒をつけ加えていく文化があるが、解体そのものによって、建物への負荷がとて大きいことを認識しなくてはいけない。文化財行政にかかわることでもあるが、対象を文化財と認めた段階で、解体自体を認めないということも必要である。次善の策としてとってしまいがちだが、慎重になるべきということが、反省点としてあげられると思う。この建物自体も、由緒のある大変貴重なものである。失われてしまうと二度と戻らない、他に取り換えられるものではないとして、最初の段階で判断するようにして欲しい。文化財審議会としては、ベストな状態というのを譲歩なく主張していくことが大切である。
- (委員長) いま、指定の解除には理解を示すものの、指定する際の考え方や反省材料などを審議会でも認識しながら、解体のあり方を問うというような新たな方向性が見出されたように思うが、事務局から何かあるか。

- (事務局) 醍醐家茶室は、当時、道路の拡幅工事をきっかけとして寄贈を受けることとなった。それ以前から調査をしていたので、本来であれば、まちづくりの整備に入る前に、検討していければよかったのだが、実際にはその機会まで動くことができなかつたことも要因の一つと考えている。また、市で活用してほしいという寄贈者の市への期待に応えられなかつたこともあり、今回の解除に関してはやむを得ないものであると考えているが、これまで検討してきた復元事業が進められていたらという思いもある。
- (委員) 前回の審議会でも申したが、様々なリストがあるので、文化財保護だけではなく、まちづくりの中で活用して、文化財の位置づけを踏まえたまちづくりに尽力してほしい。
- (委員) 文化財として価値のあるものの指定解除はたいへん残念である。文化財に指定する際には、活用できるような計画を立てていかないといけないと思った。また建物の損傷状況を見ると、耐震への対応が特に必要になってくるような印象を持った。今回、一度指定したものを解除することになってしまったこと背景を踏まえて、反省材料として、審議会としても、今後の文化財指定に活かしていくべきであると思う。また寄贈される方は、活かしてもらえるのだという気持ちが強いと思う。今回、このように至ってしまったことへの寄贈者のご理解が必要であると思う。寄贈者の了承は得ているのか？
- (事務局) 寄贈者には状況を説明させていただき、了承を得ている。
- (委員) 解体前の写真を見ると、復元できないのはもったいないと感じた。市を越えて県内や、どこか別の場所に移すことは検討していたのか。
- (事務局) 寄贈を受けたこの建物は、茶室として多くの市民に活用していただくことが重要で意義があるので、これを基本に、移転先の検討を進めてきた。市外については候補地として考えておらず、市内の公園などに一部復元することなどは考えてみたが、やはり市内で茶室として利用すべきであるという前提で、これまで検討を行ってきた。
- (委員) 文化財審議会の立場で考えると、何とか解除をせずに、保存と活用のみちをさぐるということだと思うが、事務局の説明を受けて、これまでの計画も含めてやむなしと考えている。建物が解体してから10年以上も経っており、その間もう少し的確な対応があつたのではないかとも思うが、これまでの経緯などを理解した上で、解除もやむを得ないと思う。文化財審議会としては、浦安にまだ残っているほかの建物について、今回の件が新たな指定等への足かせにならないか心配している。今後の文化財保護をどうしていくかが課題であると思う。今回の部材は、焼却して処分するのか、それとも何かしらの形で活用する考えはあるのか。また、解除後の資料の整理・公開はどのように行うのか、現時点の考えでよいので聞きたい。
- (事務局) 部材については、移築復元を前提としてほとんどの部材を保管しているが、再利用できるものと損傷がひどいものの選別はできていない。処分の時期はまだ未定であるが、損傷がひどいものは焼却処分となる。この処分を専門事業者へ委託することで、そのあたりは相談し、活用できるものを選別しながら作業を行っていきたい。資料の整理については、解体の際に復元を前提とした写真撮影、図面の作成などを行っているので、これらの記録をもとに、市民の方々に茶室の資料を見ていただけるようパネルの作成等

を行い、郷土博物館や文化財住宅での展示などへと進めていきたいと考えている。

(事務局) 今後の文化財指定の方向性については、郷土博物館のほうで整理し、文化財審議会の中で方策の検討が進められるよう、資料づくりを指示したいと思う。

(委員長) 指定のときには委員として審議会に所属していたが、市役所の隣の公園に茶室を復元し、日本文化を紹介する国際交流の場として活用できればという思いがあった。その後駐車場ができるためその案が頓挫し、そのほかの移築場所の話も出たが、防火対策などから難しい状況になる中、保管にも費用がかさむようになってきているのかなと思っていた。いい方法がないかと思っていたが、残念ながらこのような形となった。時代の要請も変わる中で、今後の市の文化財のあり方や活用の仕方について、審議会として、もっとシビアに検討していく必要があると思う。

(委員長) 各委員からご意見をいただいたが、旧醍醐家茶室については、指定解除を認める方向で答申案の検討に入ってよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

※事務局から答申案を配付し、案の読み上げを行った。
委員からの意見については以下のとおり。

(委員長) 答申に、先ほど委員から出た反省点は組み込めるのか。

(委員) 市も紆余曲折を経て検討しているので、答申に反省点を入れる必要はないのではないか。

(委員) 答申に反省点を入れるのは難しいように思う。答申案の最後のところは、文化財保護条例の条文を踏まえた内容で、まとめたほうがよい。

(事務局) 今回の反省点については、議事録にきちんと書かせていただき、教育委員会会議にも報告させていただきたい。

(委員長) 今日の内容については、議事録としてきちんと残してほしい。

(委員長) 本日委員から出た意見を踏まえ、文化財審議会の答申としたい。答申に関しては、事務局と委員長に一任という形でよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

(2) 浦安の舟大工技術の文化財指定を解除することについて (諮問)

教育委員会からの諮問、浦教博第296号について事務局から説明したのち、内容を審議した。主な質疑・応答については、下記のとおり。

(委員長) 資料1 ページ目、教育委員会から文化財審議会へ諮問がなされている。内容は、浦安の舟大工技術の文化財指定を解除することへの諮問である。

(委員) 文化財指定が解除されたとしても、保存会は存在しているのか。

(事務局) 無形文化財の文化財指定に関しては、その技術に精通し、継承する人物が必要となる。浦安の舟大工技術の文化財指定解除にあたっては、保存会の中に舟大工の経験者がいなくなり、技術に精通した人がなくなったこと

から、団体の認定を外し、文化財の指定を解除するという形になっている。
保存会自体は解散となる。

指定をした際、資料にある元舟大工5名を中心に活動するとして、文化財指定がされている。その後、新たなメンバーが加わり、現在は元舟大工以外のメンバーが10名ほどいる。

今後は、博物館所有の船の維持・補修や、博物館の事業協力をボランティアとしてお願いしていく。

(委 員) 浦安の舟大工道具について、千葉県の指定有形民俗文化財に指定されているということであるが、こちらはどうなるのか。

(事務局) 博物館の開館準備の段階で元舟大工より実際に使っていた道具を収集し、県の指定有形民俗文化財に指定されている。こちらは引き続き博物館で展示し、文化財として紹介していく。

(委 員) 文化財の解除によって、小中学生の学びにどのような影響があるか。

(事務局) 開館当初は、元舟大工が博物館の船の展示室に常駐し、子どもたちと交流を持つことができた。現在は元舟大工との交流は持てないが、今いるメンバーは、舟の模型づくりといった博物館での活動を通して子どもたちと交流している。舟に詳しいボランティアとの交流は今後も持つことができる。

(委 員) 結成時のメンバーや、経験者がいなくなったら文化財の解除・解散ということであれば、どの保存会にもあてはまると思うが、今回は、十分な技術の継承者が育たなかったことが一つの理由であると考えてよいのか。

(事務局) 国等の基準を見ると、無形文化財の継承に当たって、技術に精通した人がいることが条件となる。今回に関しては、精通する継承者が育たなかったということと認識している。

(委 員) 漁業などが衰退し、舟大工が生業として成り立たなくなった状況で、技術の継承がうまくいかなかったと考えてよいのか。

(事務局) 舟大工を職業とする方が何十年も前からいない現状で、以前、舟大工をやっていた方たちに集まっていたが、文化財として活動を始めたが、生業として成り立たない中で、新たなメンバーが活動に加わったとしても、技術の継承は難しかったと思う。

(委 員) この文化財指定によってその活動が博物館の展示などに活かされるなど、指定をした意義はあったと思う。継承者がいないため指定解除もやむを得ないことも理解できる。

(委員長) 指定文化財としての保存会はなくなっても、会は保存会という名称のまま存在してもよいのか。それとも別の名前をつけるのか。

(事務局) 浦安の無形文化財の保持団体は、舟大工技術のほかに、お洒落踊り、浦安囃子、細川流投網の4つの文化財の保存会がある。舟大工技術保存会という名称は、あくまでも文化財の保持団体としての名称であると考えてるので、新たに会を結成し活動するのであれば、違う名称でボランティア的な活動をする名称が適当であると考えている。博物館への協力については、現在、基本的には個人個人で活動するようになっている。

(委 員) 今活動している方は現状を理解しており、引き続き博物館の船の維持補修や、博物館の事業に協力できる体制になっているという理解でよろしいか。

(事務局) そのように理解している。

(委 員) 船の補修には、今のメンバーがそれぞれ個人でかかわることになるのか。

(事務局) 博物館のボランティアについては、現在、基本的には「もやいの会」に所属してもらい、それぞれの得意分野で個人として博物館に関わってもらっている。中にはベーゴマのボランティアのように、さらにグループをつくり活動している方々がいる。舟大工技術のメンバーが、今後、どのような形で博物館活動に加わっていただくかについては、話していきたいと思っている。

(委員長) 各委員からご意見をいただいたが、浦安の舟大工技術については、指定解除を認める方向で答申案の検討に入ってよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

※事務局から答申案を配付し、案の読み上げを行った。
意見は特になし。

(委員長) 本日委員から出た意見を踏まえ、文化財審議会の答申としたい。答申に関しては、事務局と委員長に一任という形でよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

閉 会

以上をもって、令和3年度 第2回浦安市文化財審議会は、閉会した。